

### 第399回南国市議会定例会会議録

第7日 平成29年12月14日 木曜日

#### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—\*—

#### 欠席議員

なし

—\*—

#### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 中島章	税務課長 山田恭輔
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
環境課長 谷合成章	商工観光課長 長野洋高
建設課長 西川博由	地籍調査課長 古田修章
都市整備課長 若枝実	上下水道局長 橋詰徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子	福祉事務所長 岩原富美

教 育 長	大 野 吉 彦	教 育 次 長 兼 長 課 長	竹 内 信 人
生涯学習 課 長	中 村 俊 一	学 校 教 育 委 員 長	細 川 千 秋
農 業 委 員 会 長	土 橋 愛	監 事 務 局 長	小 松 和 英
事 務 局 長		消 防 長	

\*-----\*

#### 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	秋 田 節 夫	次 長	公 文 知 子
書 記	門 脇 智 哉		

\*-----\*

#### 議事日程

平成29年12月14日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成29年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 平成29年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 平成29年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 平成29年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 平成29年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 平成29年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第9号 平成29年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第10号 南国市都市計画法施行条例
- 第11 議案第11号 南国市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市職員定数条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 第17 議案第17号 南国市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 市道の廃止について
- 第23 議案第23号 市道の認定について
- 第24 議案第24号 高知市及び南国市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について
- 第25 議案第25号 南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更について
- 第26 議案第26号 南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 第27 承認要求書
- 第28 南海地震対策調査特別委員の辞任・選任について
- 第29 西島園芸団地調査特別委員の辞任・選任について
- 第30 議員派遣の件

—————\*—————

#### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第30まで

議発第1号から第4号まで

—————\*—————

午前10時19分 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

—————\*—————

#### 発言の取り消し

○議長（岡崎純男） この際、お諮りいたします。山中議員から12月7日の一般質問において、質問の終了後、予定外で発言せざるを得なくなったことについて、会議規則第65条の規定によ

り、当該発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、山中良成議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

＊

#### 議案第1号から議案第26号まで

○議長（岡崎純男） この際、議案第1号から議案第26号まで、以上26件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長浜田憲雄議員。

＊

平成29年12月12日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長

浜田憲雄

#### 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	平成29年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第11款災害復旧費第4項 第12款公債費 第2条繰越明許費 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

第 3号	平成29年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第13号	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第14号	南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第15号	南国市職員定数条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第16号	南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第17号	南国市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第18号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第19号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第20号	南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第21号	南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第24号	高知市及び南国市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第25号	南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

\*

〔3番 浜田憲雄議員登壇〕

○3番（浜田憲雄） おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第13号から議案第21号まで、議案第24号、議案第25号の13件であります。

去る12日に委員会を開催し、執行部から関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成29年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第11款災害復旧費第4項、第12款公債費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債

の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、22億2,814万4,000円の増額であります。その所要一般財源は5億1,297万3,000円の増額で、財政調整基金繰入金2億6,000万円、退職手当基金繰入金1億7,497万1,000円、固定資産税8,000万円及び医療費返還金等の諸収入4,555万2,000円を増額計上し、たばこ税4,755万円を減額計上しているものであります。

歳出の主なものは、人件費関係では、退職手当1億7,497万1,000円、人事異動等に伴う人件費8,705万円を増額計上し、消防費関係では、津波避難施設基本設計等に係る防災費1,878万5,000円を増額計上、公債費関係では、公債費利子5,270万8,000円を減額計上しております。

また、繰越明許費としまして、都市再生整備事業費4,500万円、街路事業高知南国線整備事業費12億261万4,000円、津波避難施設基本設計に係る防災費1,312万6,000円及び大篠小学校校舎増築事業費3億6,940万円を計上しております。

債務負担行為につきましては、平成32年度までの3カ年間で、一般廃棄物最終処分場運轉管理業務委託を限度額9,257万9,000円、資源廃棄物徹底回収業務委託を限度額958万2,000円、スポーツ施設等管理運營業務委託を限度額1億3,941万9,000円に設定しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号平成29年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳入で市債700万円を増額計上し、歳出で土地取得事業費700万円を増額計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例につきましては、高知中央広域定住自立圏の形成協定の廃止に伴い、定住自立圏形成協定に関する事項を削除するため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の処遇改善に向け団員の報酬を増額するため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号南国市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、選挙管理委員会及び教育委員会の事務部局の体制強化、並びに消防の事務部局で消防学校入校に伴う前倒し採用が必要なことから、それぞれ職員定数を増員するため本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして

は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業を子が2歳に達する日まで延長することができる場合の規定を定めるため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例につきましては、配偶者同行休業に係る人事院規則の改正に準じ、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づく国家公務員の給与改定に準じて、南国市一般職員の勤勉手当の年間の上限額を0.1月分引き上げること及び給料表を改定すること等を行うため本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年1月から南国市一般職員の給料表を国家公務員に準じて改めた際の現給保障を、国の経過措置の期間に準じ、平成31年12月31日まで続けられるよう、附則を改正するため本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の給与改定に準じ南国市一般職員の勤勉手当の年間の上限額を引き上げることに伴い、市議会議員の期末手当の額を見直すため本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第21号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の給与改定に準じ南国市一般職員の勤勉手当の年間の上限額を引き上げることに伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を見直すため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第24号高知市及び南国市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についてにつきましては、活力ある地域経済を維持するため高知市を中心都市として県

下全域を一つの圏域とする、れんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結に際し、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第25号南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更についてにつきましては、来年度から同機構の共同処理事務に地方自治法の規定に基づく債権及びその附帯債権の滞納整理に関することを加えるとともに、同機構の規約を変更することについて議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 産業建設常任委員長山中良成議員。

＊

平成29年12月12日

南国市議会議長 岡崎純男様

産業建設常任委員長  
山中良成

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	平成29年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款 土木費 第11款災害復旧費第1項・第2項	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第2号	平成29年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補 正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第4号	平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

第 8 号	平成29年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 9 号	平成29年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第10号	南国市都市計画法施行条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第11号	南国市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第22号	市道の廃止について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第23号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める

\*

〔4番 山中良成議員登壇〕

○4番（山中良成） おはようございます。

産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、2号、4号、8号、9号、10号、11号、22号、23号の以上9件であります。去る12日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成29年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費についてであります。主なものとしまして、農林水産業費関係では被災農業者向け園芸用ハウス整備事業補助金の増による農業振興育成補助金等事業費4,590万円を増額計上、土木費関係では国庫補助金の予算措置に合わせ街路事業高知南国線整備事業費12億261万4,000円を増額計上し、災害復旧費関係では台風21号による災害の復旧に係る住宅施設災害復旧事業費3,000万円、道路橋梁災害復旧事業費2,788万円の増額計上であります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号平成29年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は16万2,000円を増額計上であります。

歳出においては、住宅新築資金等職員人件費16万2,000円を増額計上し、歳入においては、繰越金16万2,000円を増額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は446万1,000円の増額計上であります。

歳出においては、農業集落排水職員人件費96万1,000円、処理場維持管理費70万円及び農業集落排水施設災害復旧事業費280万円を増額計上し、歳入においては、一般会計繰入金166万1,000円及び農業集落排水施設災害復旧債280万円を増額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号平成29年度南国市水道事業会計補正予算については、収益的収入及び支出において上水道事業費用を2,240万円増額するもので、主なものは人事異動に伴い人件費を減額し、水源地の動力費、固定資産の減価償却費、企業債利息等を増額するものであります。また、資本的収入及び支出においては、上水道資本的収入を4,390万円、上水道資本的支出を1億355万4,000円減額するものであります。審査の結果やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号平成29年度南国市下水道事業会計補正予算については、収益的収入及び支出において、下水道事業収益を990万円増額し、下水道事業費用を2,888万8,000円増額するものであります。

下水道事業収益の主なものは、下水道使用料と過年度損益修正益を増額するものであり、下水道事業費用の主なものは、職員手当、借入金利息、消費税及び地方消費税並びに貸倒引当金繰入額を増額するものであります。

資本的収入及び支出においては、下水道資本的収入を1,899万9,000円減額し、下水道資本的支出を3,396万2,000円減額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号南国市都市計画法施行条例については、平成30年4月の高知県から南国市に対し開発行為の許可等に関する事務の権限移譲により、市街化調整区域における開発行為の基準や開発許可申請の事務処理に関する事項等について定める本条例を制定するものであります。審査の結果、人口減少対策や集落の維持、活性化等、南国市の実情に即した地域づくりを進めるために、条例制定後2年以内に抜本的な見直しを行い、特に既存集落内の狭隘な農地への住宅建築が可能とすることを含めた当初の5月案の内容にされたい、との付帯意見を付けて、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号南国市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため

の関係法律の整備に関する法律による工場立地法の改正に伴い、本条例で引用する同法の規定の項ずれが生じることから、必要な改正を行うものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号市道の廃止、議案第23号市道の認定については、去る11日に担当課長立ち合いのもとで現地調査を行い、議案第22号市道の廃止については、南国高知線は、県道高知南国線の整備計画の進展に伴い廃止するものであり、伊達野南線、関北地線は、高知東部自動車道の整備に伴い起点又は終点の地番が変更となるため、一度廃止するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第23号市道の認定について、東部自動車道側道1号線から8号線までは、国から南国市に移管された高知東部自動車道の側道の一部を市道として認定するものであります。伊達野南線、関北地線は、高知東部自動車道の整備に伴い起点又は終点の地番が変更となるため、一度廃止を行った後、再度認定するものであります。四反田北線は、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路として整備されたため、市道として認定するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、市道について、市が建設する道路、また国や県から移管される道路について、建設計画時から住民要望を聞き入れ、利便性を考慮して取り組まれるようにとの意見があったことを申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡崎純男） 教育民生常任委員長村田敦子議員。

— \* —

平成29年12月12日

南国市議会議長 岡崎純男様

教育民生常任委員長

村田敦子

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	平成29年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 3 款民生費 第 4 款衛生費 第10款教育費 第11款災害復旧費第 3 項・第 5 項	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 5 号	平成29年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 6 号	平成29年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 7 号	平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予 算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 2 号	南国市介護保険条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 2 6 号	南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔12番 村田敦子議員登壇〕

○ 1 2 番（村田敦子） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第 1 号、議案第 5 号から議案第 7 号、議案第12号、議案第26号の以上 6 件であります。

去る12月12日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第 1 号平成29年度南国市一般会計補正予算、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 3 款民生費、第 4 款衛生費、第10款教育費、第11款災害復旧費第 3 項・第 5 項についてであります。

民生費関係の主なものは、利用者の増による障害者自立支援給付事業費6,491万4,000円、民営保育所等費5,795万7,000円を増額計上するもので、教育費関係の主なものは、大篠小学校校

舎増築事業費 3 億6,940万円を増額計上したもので、災害復旧費関係の主なものは、小学校施設災害復旧事業費2,895万円を増額計上したものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号平成29年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模は2,228万2,000円の減額計上であります。

歳出では、退職被保険者等療養給付費の減等による保険給付費559万3,000円、老人保健拠入金介護納付金1,552万1,000円を減額計上したものです。歳入では、一般会計繰入金425万4,000円及び財政調整基金繰入金2,154万6,000円を増額計上し、療養給付費交付金4,936万3,000円を減額計上したもので、適当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号平成29年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模7,728万4,000円を増額計上しております。

歳出では、人事異動等による介護保険職員人件費等の増に伴う総務費1,568万2,000円、居宅介護サービス給付費等の増に伴う保険給付費7,850万円を増額計上し、介護給付費準備基金積立金1,687万6,000円を減額計上したものです。歳入では、保険給付費の増等に伴う国庫支出金2,151万円、支払基金交付金2,186万8,000円、一般会計繰入金2,411万1,000円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模5,715万2,000円を増額計上しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金5,467万円を増額計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料1,923万1,000円、繰越金3,696万2,000円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号南国市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の改正に伴い、被保険者等に関する調査に従わなかった場合等における過料を科す対象者を拡大するため、本条例の一部を改正するもので、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第26号南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定につきましては、南国市立スポーツ施設条例第3条第2項の規定により、南国市立スポーツ施設の管理につきまして「特定非営利活動法人 まほろばクラブ南国」に行わせるため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願いました。

します。

○議長（岡崎純男） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（岡崎純男） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。4番山中良成議員。

〔4番 山中良成議員登壇〕

○4番（山中良成） 議案第1号平成29年度南国市一般会計補正予算の第10款2項小学校費の3目、学校建設費に当たる大篠小学校校舎増築工事費3億6,940万円のみについてお尋ねいたします。

私もこの件につきましては、一般質問もさせていただきました。特に、公共施設である学校にもかかわらず、保護者等への説明会は後日説明すると答弁がありましたが、納得ができておりません。

そこで、2点質疑させていただきます。

1点目は、保護者等への説明会をせずに増築することを、委員会としてどのように思われましたか。また、これが決まった後に説明会をした場合、遅いと思うがどのように考えられますか。

2点目は、これから人口が減少し、児童も減ります。恐らく10年から15年経過すると、不要な公共施設になる可能性が高いと思われます。不要になった場合の議論はされたのか。また、されたのであれば委員会でどのような意見が出て、どのように思ったのか、この以上2点につきまして、教育民生常任委員長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。教育民生常任委員長村田敦子議員。

〔12番 村田敦子議員登壇〕

○12番（村田敦子） 山中議員の質問にお答えをします。

保護者等への説明会をせずに増築することに関しては、これまでは大規模改修や改築の場合は、地域や保護者に事前説明会を行ってきたが、今回の増築改修規模での説明会は今までに行っていない。しかし、今回説明会をしてほしいという要望があるとお聞きをしたので、議会終了後、全保護者に周知をし、説明会を開催する予定ということです。

不要になった場合の議論はされたのかという質問には、平成26年度の新入生が178人とピークになり、後は下降していくと推定されていたが、実質は同程度で推移しており、この状況からはかると、平成32年172名から平成35年173名と新生の数が推定され、平成37年には全校生

徒数は1,030名に及びます。この状況は、平成39年度まで10年間、35学級で推移していくと考えられています。

不要になった場合の議論に対しては、どのような意見が出て、これをどのように思ったかということですが、委員からは、まちづくりに関し、規制緩和がされる方向となり、一極集中が緩和されて分散していく方向と思われるのですが、今、子供たちにとり、1日のうち7時間余りを過ごす学びの場であり、生活の場でもある教室の環境整備が大切であるという意見が多数出されました。

以上で答弁といたします。

○議長（岡崎純男） 4番山中良成議員。

〔4番 山中良成議員登壇〕

○4番（山中良成） 委員長、御答弁ありがとうございました。

私はこの大籾小学校増築費のみがどうしても納得できず、質疑させていただきました。教育民生常任委員会の同僚議員の皆様がしっかりと議論していただきましたので、それを信じたいと思います。

しかしながら、私たち議員は未来の起債残高や公共施設である学校のあり方、さらには校区の見直し等も含め、これから検討しなければならないというふうに考えております。私も含め、同僚議員の皆様もしっかりと注視していただきたいと思っております。御答弁ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

議案第1号から議案第9号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第9号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号から議案第19号まで、以上7件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第19号まで、以上7件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号から議案第24号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第24号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

＊

### 承認要求書

○議長（岡崎純男） 日程第27、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

### 承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

### 記

1. 事 項 本委員会の所管に属する事項
1. 目 的 所管事項の把握

1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等  
1. 期 間 調査終了まで

平成29年12月14日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長 浜田 憲 雄

産業建設常任委員長 山中 良 成

教育民生常任委員長 村田 敦 子

議会運営委員長 西川 潔

＊

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

#### 南海地震対策調査特別委員の辞任・選任について

○議長（岡崎純男） 日程第28、南海地震対策調査特別委員の辞任・選任についてを議題といたします。

去る12月1日、浜田憲雄議員、山中良成議員、岩松永治議員、岡崎純男から一身上の都合により南海地震対策調査特別委員を辞任したい旨の願いがありました。

お諮りいたします。浜田憲雄議員、山中良成議員、岩松永治議員、岡崎純男の南海地震対策調査特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、浜田憲雄議員、山中良成議員、岩松永治議員、岡崎純男の南海地震対策調査特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま南海地震対策調査特別委員に4名が欠員となりました。よって、南海地震対策調査特別委員の指名を行います。

南海地震対策調査特別委員には、植田豊議員、土居恒夫議員、高木正平議員、前田学浩議員、以上4名を指名いたします。

—————\*—————

#### 西島園芸団地調査特別委員の辞任・選任について

○議長（岡崎純男） 日程第29、西島園芸団地調査特別委員の辞任・選任についてを議題といたします。

去る12月1日に、植田豊議員、土居恒夫議員、高木正平議員、前田学浩議員から一身上の都合により西島園芸団地調査特別委員を辞任したい旨の願いがありました。

お諮りいたします。植田豊議員、土居恒夫議員、高木正平議員、前田学浩議員の西島園芸団地調査特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、植田豊議員、土居恒夫議員、高木正平議員、前田学浩議員の西島園芸団地調査特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま西島園芸団地調査特別委員に4名が欠員となりました。よって、西島園芸団地調査特別委員の指名を行います。

西島園芸団地調査特別委員には、浜田憲雄議員、山中良成議員、岩松永治議員、西岡照夫議員、以上4名を指名いたします。

—————\*—————

#### 議員派遣の件

○議長（岡崎純男） 日程第30、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとお決定いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りいたしましたとお決定することに決定しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） この際、お諮りいたします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

議発第1号から議発第4号まで

○議長（岡崎純男） ただいま議発第1号から議発第4号まで、以上4件の意見書等が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————\*—————

議発第1号

南国市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年12月14日提出

提出者	南国市議会議員	西川	潔
賛成者	〃	神崎	隆代
〃	〃	土居	恒夫
〃	〃	西岡	照夫
〃	〃	福田	佐和子
〃	〃	植田	豊
〃	〃	前田	学浩
〃	〃	浜田	勉
〃	〃	山中	良成
〃	〃	今西	忠良

南国市議会議長 岡崎純男 様

.....  
議発第1号

南国市議会会議規則の一部を改正する規則

南国市議会会議規則（昭和42年南国市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第64条に次のただし書を加える。

ただし、一問一答方式による質問については、第56条の規定は準用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の南国市議会会議規則の規定は、平成29年9月12日から適用する。

＊

議発第2号

子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める  
意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年12月14日提出

提出者	南国市議会議員	土 居 恒 夫
賛成者	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	有 沢 芳 郎

賛成者	南国市議会議員	西川 潔
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	浜 田 勉
〃	〃	土 居 篤 男

南国市議会議長 岡崎 純 男 様

.....  
議発第2号

子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める  
意見書

平成27年の子ども・子育て支援新制度実施以後も待機児童は増加している。国はこの解消を3年先送りにしたが、待機児童の解消をはじめとした保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題である。一方、過疎化がすすむ地域においては、少子化問題は地域の存続にかかわる重大な課題になっている。

いま大切なことは、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、給与水準の低さから不足している保育士の処遇改善、実態に合わない配置基準の改善による「保育の質」の確保など、総合的な対策をすすめることである。

よって、国におかれては、予算を大幅に増額し、安心できる保育が実現されるよう、以下について要望する。

#### 記

1. 待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充するために、国として認可保育所の整備計画をたて、必要な財源を確保すること。
2. 保育士等職員の配置基準の改善、そのための必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

南 国 市 議 会

衆議院議長 大島理森様  
参議院議長 伊達忠一様  
内閣総理大臣 安倍晋三様  
財務大臣 麻生太郎様  
厚生労働大臣 加藤勝信様  
文部科学大臣 林芳正様  
内閣府特命担当大臣 松山政司様

(少子化対策)

＊

議発第3号

憲法第9条の改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年12月14日提出

提出者	南国市議会議員	福田 佐和子
賛成者	〃	中山 研心
〃	〃	今西 忠良
〃	〃	西川 潔
〃	〃	浜田 勉
〃	〃	土居 篤男
〃	〃	村田 敦子

南国市議会議長 岡崎純男様

議発第3号

憲法第9条の改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治を求める意見書

日本国憲法は、国の制度・しくみを定めた最高法規（憲法第98条）であり、政治権力に携わるあらゆる公務員（立法に携わる国と地方の議員、司法に携わる裁判官・検察官、行政に携わる首相や閣僚や自治体首長、官僚・一般公務員など）は、憲法を尊重し擁護する義務（第99条）を負っています。

「国の政治は憲法に立脚しておこなわれるべき」という立憲主義は何人たりとも侵すことはできません。

ところが、2017年5月3日、安倍晋三首相は突然、「憲法第9条第1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」「2020年に新憲法施行をめざす」と述べました。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まり、改憲の危機が高まっています。仮に自衛隊を明文で書き込んだ場合、「後からつくった法は、前の法に優越する」という法の一般原則があります。後から別の項目で自衛隊が明記されたら、こちらのほうが優越することになり、9条2項（戦力不保持、交戦権否認）が空文化し、無制限に海外での武力行使を可能にすることにほかなりません。

憲法第9条に自衛隊を明記することについての世論調査をみますと、10月25日付朝日新聞は反対45%、賛成36%、同日付読売新聞では反対39%、賛成49%で、賛否は分かれいずれも過半数に達していません。また、政府与党内でも「憲法改正は、政権が取り組む課題ではない」など、拙速な議論には慎重な声もあがっています。

このような中で、憲法を尊重し擁護する義務を負っている安倍晋三首相が、一方的に改憲の動きを加速することは断じてあってはならないことです。

戦後70年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は、憲法第9条の存在があったからでした。今でも9条は、日本国が戦争をできないように日本国政府に歯止めをかける重要な働きをしています。9条の存在は、日本のみならず世界平和実現の希望でもあります。

よって、南国市議会は安倍晋三首相らによる憲法第9条の改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様  
参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様

内閣総理大臣 安倍晋三様

＊

議発第4号

地域の暮らしをこわす農協解体をねらう政策の中止を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年12月14日提出

提出者	南国市議会議員	土居篤男
賛成者	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	西川潔
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	浜田勉
〃	〃	村田敦子

南国市議会議長 岡崎純男様

.....  
議発第4号

地域の暮らしをこわす農協解体をねらう政策の中止を求める意見書

規制改革会議は、農業資材価格高騰の原因と価格暴落の全責任を農協、特に全農に押し付け、資材は限りなく高く、手取りは限りなく低い状態にすることと、信用・共済の140兆円農協マネーを奪取することと農協潰しをねらっています。

生産資材共同購入からの撤退を要求し、結果は高い資材購入をすることで営農をだめにするようになります。また、農産物の共販体制の転換も迫っています。

信用事業と共済事業を分離させることも求めています。これでは赤字の購買・営農事業は続けることはできません。農協が破綻することを迫っているのです。また、組合員の利用に限定し、準組合員の利用にも制限を迫っています。

Aコープなどの生活資材販売行為も制限を迫るなど、あからさまなJA潰しを迫っています。  
農協解体は、農業・農協・地域つぶしにほかなりません。

このような協同組合の心をふみにじる政策を中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様  
参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様  
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様  
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様  
農 林 水 産 大 臣 斎 藤 健 様

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。この際、以上4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） この際、議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号及び議発第2号、以上2件

は原案のとおり可決されました。

＊

○議長（岡崎純男） 次に、議発第3号を議題といたします。

提案理由の説明の通告がありますので、発言を許します。19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員登壇〕

○19番（福田佐和子） 私は、議発第3号憲法第9条の改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治を求める意見書について提案理由を行います。

この意見書は、南国市九条の会から11月21日に意見書採択の陳情がありましたので、陳情書を読み上げて提案理由の説明といたします。

陳情の趣旨。日本国憲法は国の制度・仕組みを定めた最高法規であり、政治権力に携わるあらゆる公務員は憲法を尊重し、擁護する義務を負っています。

ところが、2017年5月3日、安倍晋三首相は突然、憲法第9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む、2020年に新憲法施行を目指すと言いました。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まり、改憲の危機が高まっています。仮に自衛隊を明文で書き込んだ場合、後からつくった法は前の法に優越するという法の一般原則があります。後から別の項目で自衛隊が明記されたら、こちらのほうが優越することとなります。9条2項、戦力不保持、交戦権否認が空文化し、無制限に海外での武力行使を可能にすることにほかなりません。

憲法を尊重し、擁護する義務を負っている安倍晋三首相が、一方的に改憲の動きを加速することは断じてあってはならないことです。

戦後70年以上にわたって、日本が海外で戦争してこなかった大きな力は、憲法第9条の存在があったからでした。今でも9条は、日本国が戦争できないように日本国政府に歯どめをかける重要な働きをしています。9条の存在は、日本のみならず世界平和実現の希望でもあります。

以上のことから、私たちは南国市議会に、安倍晋三首相らによる憲法第9条の改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治を求めた意見書の採択を陳情するものです、というものです。

最近では、核兵器廃絶国際間キャンペーンがノーベル平和賞を受賞し、唯一の被爆国である日本はもとより、核兵器廃絶と平和を願う世界中の人の喜びと関心が高まっているところでもあります。南国市議会が平和を願う市民の願いに応え、本意見書を全会一致で採択されますように、同僚議員の御賛同を心から求め、提案理由を終わります。

○議長（岡崎純男） これにて提出者の説明が終わりました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本案につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立少数であります。よって、議発第3号は否決されました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 次に、議発第4号を議題といたします。

提案理由の説明の通告がありますので、発言を許します。18番土居篤男議員。

〔18番 土居篤男議員登壇〕

○18番（土居篤男） 地域のくらしをこわす農協解体をねらう政策の中止を求める意見書案について提案理由を申し上げます。

安倍首相は、強い農協をつくり、農家の所得をふやしていくのが目的であって、中央会は地域の農協のサポート役に徹してほしいとっております。そうした点で、中央会による地域の農協への指導監査権の撤廃を迫っております。しかし、地域の農協が、JA全中によって縛られて工夫ができないという事実は全くありません。

また、全農を株式会社化すべしとも言っておりますが、全農は全国的な共同販売を担い、独

占禁止法の適用除外になっていますが、株式会社化すれば適応除外を外されます。そうすると、個々の農家の取引、交渉力に委ねられ、大手スーパーなどの力のある企業に比べれば弱いもので、買いたたかれるのは必定です。全中、全農の弱体化は、個々の農家の不利益となります。生産農家を守ってきた相互扶助、助け合い組織を民間企業化するので、そのようになります。

また、独禁法の適用除外を解かれますと、農家同士で鮮烈な競争をすることになります。買い手が有利になって、幾らでも買いたたくことができます。また、金融と保険を切り離すことも強く求められております。JAの扱う資金は120兆円もあり、大銀行や大保険会社はこの市場が喉から手が出るほど欲しいから、さまざまな口実をつけて、難癖をつけているのであります。

東京や都市近郊農業が盛んなところでは、JAバンクやJA共済への信頼が高く、利用する住民がふえております。この問題は、郵政分割民営化のときに似ています。郵貯マネー、350兆円を、アメリカと日本の大銀行、保険業界が利用したいというのを受けて、小泉内閣のときに郵政事業を民営化してしまったのです。言ってみれば、自分たちの目先の利益しか頭にない人たちが、なりふり構わず、農協潰しの暴走をしております。これが実態であります。

日本の農協は営農指導、金融、共済、医療など、総合的に機能していることが特徴です。農協は農家が結集して販売力を強化することが目的ですが、同時に肥料や農薬など、生産資材の共同購入、その資金調達、相互扶助の共済保険や病院もあります。農協の営農指導は農家へのサービスですから、もともと赤字で、経済事業もそれだけで黒字が出ることはありません。金融と共済で出た利益を活用することで、初めて総合的事業として成り立っているのです。JAバンクやJA共済が切り離されたら、他の事業も成り立たず、農協自体が立ち行かなくなってしまう。

また、政府は準組合員の利用量を制限しろなどと言っておりますが、例えば北海道では離農者や一般住民から成る準組合員が一番多くなっております。8割を占めております。なぜかという、準農村の地域では銀行、ガソリンスタンド、スーパー、農協のAコープも農協関係しかないというところが多くあるからです。政府の言い分は、地域社会が潰れてしまってもいいという現実を知らない議論です。こういう傾向は、北海道に限らず、日本の中山間地域でもたくさん見られる現実でございます。日本では、イオンやローソンのファーム、それから竹中平蔵氏が会長の人材派遣会社パソナなども農業への参入に意欲的です。

安倍政権が目指す将来の農業の姿は、規制を外し、株式会社が自由に農地の取得ができるようにする。参入した企業がもうかるような業種や地域で農業をやってもらい、そうでない多く

のところでは農業はもう要らない、こういう結論になってしまいます。言ってみれば、農協はもう要らないという政策を推進しているのです。このような政策の中止を求めます。

以上のことを高知県農協連発行日本農業新聞制作の日本農業新聞や、高知県農協が開催をしたJA非常勤役員研修会資料から引用し、提案理由といたします。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） これにて提出者の説明が終わりました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本案につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立少数であります。よって、議発第4号は否決されました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 以上、今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第399回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時26分 閉会